

熊本県公報

第 1 1 4 7 4 号
平成 18 年 10 月 30 日 (月)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

告 示

○鳥獣保護区設定の一部改正	(自然保護課)	1
○ "	(")	2
○特別保護地区指定の廃止	(")	2
○特別保護地区の指定	(")	3
○休猟区指定の廃止	(")	3
○休猟区の指定	(")	3
○銃猟禁止区域の指定	(")	4
○銃猟禁止区域設定の廃止	(")	4
○第 9 次鳥獣保護事業計画の一部変更	(")	4
○道路の供用開始	(道路保全課)	4
登 載 依 頼		
○個人演説会の施設の指定	(選挙管理委員会)	5
○熊本県熊本北警察署確認事務委託業務	(県警本部交通指導課)	5
○熊本県熊本南警察署及び熊本県熊本東警察署確認事務委託業務	(")	7

告 示

熊本県告示第 1087 号

昭和 41 年 10 月 29 日熊本県告示第 777 号(鳥獣保護区の設定)の一部を次のように改め、平成 18 年 11 月 1 日から適用する。

平成 18 年 10 月 30 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律(大正 7 年法律第 32 号)第 8 条ノ 2 の規定により、次のとおり鳥獣保護区を設定したので、鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行規則(昭和 25 年農林省令第 108 号)第 18 条の規定に基づき告示する。」を「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成 14 年法律第 88 号)第 28 条第 7 項の規定により、次のとおり鳥獣保護区の存続期間を更新したので、同条第 9 項の規定により告示する。」に改める。

竜田山鳥獣保護区の項中「1 名称 竜田山鳥獣保護区」を「1 名称 立田山鳥獣保護区」に、「2 区域 熊本市龍田町弓削の県道託麻北部線と県道熊本菊陽線との交点を起点とし、県道熊本菊陽線に沿って南西へ進み、陣内、黒髪を経て県道熊本菊鹿線との交点に至る。同所から右折し、同県道熊本菊鹿線に沿って北へ進み、室園町の国道 3 号との交点に至る。同所から右折し、同国道に沿って北へ進み、清水本町の市道清水本町第 19 号線との交点に至る。同所から右折し、同市道に沿って北へ進み、清水本町の県道熊本菊鹿線との交点に至る。同所から同県道に沿って北へ進み、八景水谷の県道熊本大津線との交点に至る。同所から右折し、同県道熊本大津線に沿って東へ進み、清水町新地の県道託麻北部線との交点に至る。同所から同県道託麻北部線に沿って東へ進み、清水町麻生田、楡木を経て起点に至る線に囲まれた一円の区域」を「2 区域 熊本市(県が別に定める所定の図面(熊本県鳥獣保護区等位置図)において区域界線により区切られる区域に限る。図面は熊本県庁及び各地域振興局に備え置いて縦覧に供する。)」に、「4 存続期間 平成 8 年 11 月 1 日から平成 18 年 10 月 31 日まで」を「4 存続期間 平成 18 年 11 月 1 日から平成 28 年 10 月 31 日まで」に改める。

北向山鳥獣保護区の項中「2 区域 菊池郡大津町白川発電所の管理道と白川の交点を起点とし、同川左岸に沿って上流へ進み、阿蘇郡久木野村大字河陰の県有林北向山団地と民有林の境界との交点に至る。同所から右折し、同境界に沿って南西へ進み、民有林と国有林の境界との交点に至る。同所から左折し、民有林と国有林との境界に沿って南西へ進み、大津町と西原村の境界との交点に至る。同所から大津町と西原村の境界に沿って西へ進み、飛佛の谷川との交点に至る。同所から右折し、同谷川に沿って下流へ進み、北向発電所の管理道(併用林道)との交点に至る。同所から右折し、同林道に沿って東へ進み、白川発電所の管理道との交点に至る。同所から同管理道に沿って北東へ進み、起点に至る線に囲まれた一円の区域」を「2 区域 菊池郡大津町、阿蘇郡南阿蘇村(県が別に定める所定の図面(熊本県鳥獣保護区等位置図)において区域界線により区切られる区域に限る。図面

は熊本県庁及び各地域振興局に備え置いて縦覧に供する。)」に、「4 存続期間 平成 8 年 11 月 1 日から平成 18 年 10 月 31 日まで」を「4 存続期間 平成 18 年 11 月 1 日から平成 28 年 10 月 31 日まで」に改める。

熊本県告示第 1088 号

昭和 51 年 10 月 30 日熊本県告示第 985 号の 2 (鳥獣保護区の設定) の一部を次のように改め、平成 18 年 11 月 1 日から適用する。

平成 18 年 10 月 30 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律(大正 7 年法律第 32 号)第 8 条ノ 2 の第 1 項の規定により、次のとおり鳥獣保護区を設定したので、鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行規則(昭和 25 年農林省令第 108 号)第 18 条の規定に基づき告示する。」を「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成 14 年法律第 88 号)第 28 条第 7 項の規定により、次のとおり鳥獣保護区の存続期間を更新したので、同条第 9 項の規定により告示する。」に改める。

中松鳥獣保護区の項中「2 区域 阿蘇郡白水村大字一関の阿蘇登山有料道路の吉田線と村道 73 号線との交点を起点とし、阿蘇登山有料道路吉田線に沿って西へ進み、五本松から夜峰山に至る土塁との交点に至る。同所から同土塁に沿って西へ進み、白水村と長陽村の境界との交点に至る。同所から右折し、同境界に沿って北へ進み、地獄温泉を経て阿蘇登山有料道路坊中線との交点(草千里ヶ浜草千里展望所)に至る。同所から右折し、同道路に沿って東へ進み、阿蘇登山有料道路吉田線との交点(通称モダン橋)に至る。同所から右折し、阿蘇登山有料道路吉田線に沿って南へ進み、村道 73 号線との交点に至る。同所から左折し、同村道に沿って南へ進み起点に至る線に囲まれた一円の区域」を「2 区域 阿蘇郡南阿蘇村(県が別に定める所定の図面(熊本県鳥獣保護区等位置図)において区域界線により区切られる区域に限る。図面は熊本県庁及び各地域振興局に備え置いて縦覧に供する。)」に、「3 面積 950 ヘクタール」を「3 面積 898 ヘクタール」に、「4 存続期間 平成 8 年 11 月 1 日から平成 18 年 10 月 31 日まで」を「4 存続期間 平成 18 年 11 月 1 日から平成 28 年 10 月 31 日まで」に改める。

早川・大峯鳥獣保護区の項中「2 区域 上益城郡甲佐町大字下横田の国道 443 号と町道作替線との交点を起点とし、同国道に沿って北北西へ進み、町道早川玉虫線との交点に至る。同所から右折し、同町道に沿って北東へ進み、農道上早川玉虫線との交点に至る。同所から右折し、同農道に沿って東へ進み、町道大原滝水線との交点に至る。同所から右折し、同町道に沿って南へ進み、町道田代線との交点に至る。同所から右折し、町道田代線に沿って南西へ進み、県道稲生野甲佐線との交点に至る。同所から右折し、同県道に沿って西へ進み、町道作替線との交点に至る。同所から右折し、同町道に沿って西へ進み、起点に至る線に囲まれた一円の区域」を「2 区域 上益城郡甲佐町(県が別に定める所定の図面(熊本県鳥獣保護区等位置図)において区域界線により区切られる区域に限る。図面は熊本県庁及び各地域振興局に備え置いて縦覧に供する。)」に、「4 存続期間 平成 8 年 11 月 1 日から平成 18 年 10 月 31 日まで」を「4 存続期間 平成 18 年 11 月 1 日から平成 28 年 10 月 31 日まで」に改める。

内谷ダム鳥獣保護区の項中「2 区域 球磨郡五木村の村道内谷線と村道内谷支線(内谷ダム周遊道路)との交点を起点とし、村道内谷支線に沿って南東へ進み、内谷ダムを 1 周し起点に至る線に囲まれた一円の区域」を「2 区域 球磨郡五木村(県が別に定める所定の図面(熊本県鳥獣保護区等位置図)において区域界線により区切られる区域に限る。図面は熊本県庁及び各地域振興局に備え置いて縦覧に供する。)」に、「4 存続期間 平成 8 年 11 月 1 日から平成 18 年 10 月 31 日まで」を「4 存続期間 平成 18 年 11 月 1 日から平成 28 年 10 月 31 日まで」に改める。

高原鳥獣保護区の項中「2 区域 球磨郡相良村大字川辺の国道 445 号と相良村道小森新深田線との交点を起点とし、同村道に沿って南東へ進み、県道深水小枝線との交点に至る。同所から同県道に沿って南西へ進み、錦町道平川森線との交点に至る。同所から左折し、同町道に沿って南へ進み、高圧線下の農道(歩道)との交点に至る。同所から右折し、同農道(歩道)に沿って南西へ進み、錦町道高原野間線との交点に至る。同所から左折し、同町道に沿って南へ進み、県道人吉水上線との交点に至る。同所から右折し、同県道に沿って西へ進み、錦町道錦中央線との交点に至る。同所から左折し、同町道に沿って南へ進み、球磨川にかかる錦大橋に至る。同所から右折し、球磨川の右岸に沿って西へ進み、川辺川の左岸との交点に至る。同所から右折し、川辺川の左岸に沿って北へ進み、国道 445 号との交点に至る。同所から右折し、同国道に沿って北東へ進み、起点に至る線に囲まれた一円の区域」を「2 区域 球磨郡錦町、あさぎり町、相良村(県が別に定める所定の図面(熊本県鳥獣保護区等位置図)において区域界線により区切られる区域に限る。図面は熊本県庁及び各地域振興局に備え置いて縦覧に供する。)」に、「4 存続期間 平成 8 年 11 月 1 日から平成 18 年 10 月 31 日まで」を「4 存続期間 平成 18 年 11 月 1 日から平成 28 年 10 月 31 日まで」に改める。

熊本県告示第 1089 号

平成 8 年 10 月 30 日熊本県告示第 708 号の 2 (特別保護地区の指定) は平成 18 年 10 月 31 日付けで廃止する。

平成 18 年 10 月 30 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県告示第1090号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第1項の規定により、次のとおり特別保護地区を指定したので、同条第4項の規定により告示する。

平成18年10月30日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 名称 北向山特別保護地区
区域 菊池郡大津町、阿蘇郡南阿蘇村（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。図面は熊本県庁及び各地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）
面積 102ヘクタール
存続期間 平成18年11月1日から平成28年10月31日まで

熊本県告示第1091号

平成15年10月22日熊本県告示第1047号（休猟区の指定）は平成18年10月31日付けで廃止する。

平成18年10月30日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県告示第1092号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第34条第1項の規定により、次のとおり休猟区を指定したので、同条第3項の規定により告示する。

平成18年10月30日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 筒ヶ岳休猟区
区域 荒尾市、玉名市、玉名郡南関町（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。図面は熊本県庁及び各地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）
面積 1,467ヘクタール
存続期間 平成18年11月1日から平成21年10月31日まで
- 2 長生休猟区
区域 山鹿市（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。図面は熊本県庁及び各地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）
面積 900ヘクタール
存続期間 平成18年11月1日から平成21年10月31日まで
- 3 瀬田裏休猟区
区域 菊池郡大津町（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。図面は熊本県庁及び各地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）
面積 1,567ヘクタール
存続期間 平成18年11月1日から平成21年10月31日まで
- 4 荻の草休猟区
区域 阿蘇市（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。図面は熊本県庁及び各地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）
面積 922ヘクタール
存続期間 平成18年11月1日から平成21年10月31日まで
- 5 馬見原休猟区
区域 上益城郡山都町（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。図面は熊本県庁及び各地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）
面積 1,023ヘクタール
存続期間 平成18年11月1日から平成21年10月31日まで
- 6 小金峰休猟区
区域 八代市（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。図面は熊本県庁及び各地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）
面積 1,200ヘクタール
存続期間 平成18年11月1日から平成21年10月31日まで
- 7 田野休猟区
区域 人吉市（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。図面は熊本県庁及び各地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）

- 面積 1,960 ヘクタール
 存続期間 平成 18 年 11 月 1 日から平成 21 年 10 月 31 日まで
- 8 八ヶ峰休猟区
 区域 球磨郡あさぎり町（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。図面は熊本県庁及び各地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）
- 面積 1,170 ヘクタール
 存続期間 平成 18 年 11 月 1 日から平成 21 年 10 月 31 日まで
- 9 有明休猟区
 区域 天草市（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。図面は熊本県庁及び各地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）
- 面積 2,589 ヘクタール
 存続期間 平成 18 年 11 月 1 日から平成 21 年 10 月 31 日まで

熊本県告示第 1093 号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）第 35 条第 1 項の規定により、次のとおり銃猟禁止区域を指定したので、同条第 12 項の規定により告示する。
 平成 18 年 10 月 30 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 名称 河原谷銃猟禁止区域
- 2 区域 玉名市、玉名郡玉東町（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。図面は熊本県庁及び各地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）
- 3 面積 122 ヘクタール
- 4 存続期間 平成 18 年 11 月 1 日から平成 28 年 10 月 31 日まで
- 1 名称 前越銃猟禁止区域
- 2 区域 宇城市（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。図面は熊本県庁及び各地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）
- 3 面積 19 ヘクタール
- 4 存続期間 平成 18 年 11 月 1 日から平成 28 年 10 月 31 日まで
- 1 名称 章鹿倉銃猟禁止区域
- 2 区域 球磨郡山江村（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。図面は熊本県庁及び各地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）
- 3 面積 145 ヘクタール
- 4 存続期間 平成 18 年 11 月 1 日から平成 28 年 10 月 31 日まで

熊本県告示第 1094 号

昭和 61 年 10 月 21 日熊本県告示第 772 号（銃猟禁止区域の設定）は平成 18 年 10 月 31 日付けで廃止する。
 平成 18 年 10 月 30 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県告示第 1095 号

第 9 次鳥獣保護事業計画（平成 14 年 3 月 29 日熊本県告示第 305 号）を一部変更したので、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）第 4 条第 4 項の規定により公表し、変更後の同計画内容について熊本県環境生活部自然保護課及び各地域振興局林務（森林保全）課において一般の縦覧に供する。
 平成 18 年 10 月 30 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県告示第 1096 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。
 その関係図面は、平成 18 年 10 月 30 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。
 平成 18 年 10 月 30 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路 線 名	供 用 を 開 始 す る 区 間	延 長 (メートル)	備 考
主要地方道	宮原五木線	八代市東陽町河俣 3910 番 15 地先から 同 所 3910 番 14 地先まで	835.0	緊 道 整

2 供用を開始する期日 平成 18 年 10 月 31 日

登 載 依 頼

熊本県選挙管理委員会告示第 48 号

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 161 条第 3 項の規定に基づき、次の施設を新たに指定した旨の報告があった。

平成 18 年 10 月 30 日

熊本県選挙管理委員会
委員長 岩 尾 映 二

市町村名	施 設 の 名 称	所 在 地
熊本市	熊本市若葉地域コミュニティセンター	熊本市若葉四丁目 23 番 23 号
熊本市	熊本市河内地域コミュニティセンター	熊本市河内町船津 3227 番地
熊本市	熊本市本荘地域コミュニティセンター	熊本市本荘六丁目 5 番 22 号

熊交指公告第 1122 号

次のとおり総合評価一般競争入札に付する。

平成 18 年 10 月 30 日

熊本県警察本部長 樋 口 眞 人

1 競争入札に付する事項

- (1) 委託業務の名称
熊本県熊本北警察署確認事務委託業務
- (2) 委託業務の内容
入札説明書及び仕様書のとおり
- (3) 委託期間
平成 19 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日まで
- (4) 入札方法
 - ア 入札金額は、熊本県熊本北警察署確認事務委託業務に要する費用とする。
 - イ 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
 - ウ 入札説明書及び仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和 39 年熊本県告示第 420 号）の規定を準用する。
 - エ 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。

2 入札に参加できる者

次に掲げる条件をすべて満たす者であること。

- (1) 熊本県業務委託契約等に係る一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成 14 年熊本県告示第 516 号）による審査のうえ、有資格者として営業種目その他（取扱業種放置車両確認事務）に登録された者であること。
なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3 に掲げるところにより、要綱による審査を受け、入札参加資格を得ること。
- (2) 道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 51 条の 8 第 1 項の規定による熊本県公安委員会の登録を受けていること（同法第 51 条の 9 の規定による熊本県公安委員会の適合命令を受けており、当該命令に係る必要な措置をとっていないと認められる法人を除く。）。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。
- (4) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。

- (5) 民事再生法附則第 2 条による廃止前の和議法（大正 11 年法律第 72 号）第 12 条第 1 項の規定による和議開始の申立てをしていないこと。
 - (6) 商法（明治 32 年法律第 48 号）第 381 条第 1 項の規定による会社の整理の開始を命ぜられていないこと。
 - (7) 政治活動並びに特定の公職者及び政党を推薦、支持又は反対することを主たる目的としないこと。
 - (8) 仕様書に定められる業務内容を、公正かつ適確に遂行し得ること。
 - (9) 5 の（4）のアの時点において駐車監視員を 6 名以上雇用していること。
 - (10) 5 の（4）のアの時点において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成 14 年熊本県告示第 811 号）による指名停止期間中でないこと。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
- (1) 申請の方法
2 の（1）に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望する者は、熊本県業務委託契約等に係る一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格等に関する要綱に定める入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要な書類を添付し、3 の（2）の場所へ持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
 - (2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問い合わせ先
熊本県出納局管理調達課資格審査班（県庁行政棟本館 2 階）
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
電話 096-383-1111 内線 6349・6350
096-333-2581
 - (3) 入札参加資格審査申請書の受付期間
平成 18 年 10 月 30 日（月）から平成 18 年 12 月 6 日（水）までの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。
ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
- 4 契約条項を示す場所
熊本県警察本部交通指導課駐車対策係（警察本部庁舎 1 階）
郵便番号 862-8610 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
電話 096-381-0110 内線 5125
- 5 入札手続等
- (1) 入札に関する事務を担当する部局の名称
4 に記載のとおり
 - (2) 入札説明書及び仕様書の交付期間及び場所
ア 交付期間
平成 18 年 10 月 30 日（月）から平成 18 年 12 月 6 日（水）までの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。
イ 交付場所
4 に記載のとおり
 - (3) 入札説明会の日時及び場所
ア 日時
平成 18 年 11 月 9 日（木）午後 1 時 30 分から
イ 場所
熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号 警察本部庁舎 2 階 201 会議室
ウ その他
出席者は、一社につき 2 名までとする。
 - (4) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時
平成 18 年 12 月 21 日（木）午後 1 時 30 分から
イ 場所
熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号 警察本部庁舎 2 階 201 会議室
ウ その他
開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行うものとする。この場合において、入札者又は代理人がこれに立ち会わないときは、当該入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせてこれを行う。
 - (5) 入札書及び総合評価のための提案書の提出方法
5 の（4）記載の入札場所に持参するものとする。ただし、持参できないときは、4 に記載の場所に平成 18 年 12 月 20 日（水）午後 5 時までに必着するように郵送（書留郵便に限る。）すること。
- 6 その他
- (1) 入札、契約手続等において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。
 - (2) 入札保証金
入札に参加しようとする者は、見積もった契約希望金額の 100 分の 5 以上の金額を 5 の（4）記載の入札の日時までに納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

- ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約にかかる保険証券を提出したとき。
- イ 入札に参加しようとする者が、過去2年の間に国（公団を含む。）又は地方公共団体との入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (3) 無効の入札
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
- ア 入札に参加する資格を有しない者のした入札
- イ 委任状を提出しない代理人のした入札
- ウ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付、又は提供しない者のした入札
- エ 記名押印を欠く入札
- オ 金額を訂正した入札
- カ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- キ 明らかに連合によると認められる入札
- ク 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- ケ 2以上の意思表示をした入札
- コ 民法（明治29年法律第89号）第95条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
- サ その他入札に関する条件に違反した入札
- (4) 落札者決定基準
入札説明書による
- (5) 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内の入札価格による有効な入札書を提出した者にあつては、総合評価のための提案書の内容が、仕様書の要求をすべて満たしているか否か等を総合評価を行い、落札者を決定する。
- (6) 最低制限価格
無
- (7) 契約の締結
ア 契約書作成の要否
イ 契約の締結期限
落札決定の日から14日以内とする。
ウ 落札者からの契約締結の申出期限
落札決定の日から7日以内とする。
- (8) 契約保証金
契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。
- ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約にかかる保険証券を提出したとき。
- イ 契約しようとする者が、過去2年の間に国（公団を含む。）又は地方公共団体との入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (9) その他詳細は、入札説明書による。

熊交指公告第1123号

次のとおり総合評価一般競争入札に付する。

平成18年10月30日

熊本県警察本部長 樋口 眞 人

1 競争入札に付する事項

- (1) 委託業務の名称
熊本県熊本南警察署及び熊本県熊本東警察署確認事務委託業務
- (2) 委託業務の内容
入札説明書及び仕様書のとおり
- (3) 委託期間
平成19年4月1日から平成20年3月31日まで
- (4) 入札方法
ア 入札金額は、熊本県熊本南警察署及び熊本県熊本東警察署確認事務委託業務に要する費用とする。

- イ 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
- ウ 入札説明書及び仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和 39 年熊本県告示第 420 号）の規定を準用する。
- エ 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。
- 2 入札に参加できる者
- 次に掲げる条件をすべて満たす者であること。
- (1) 熊本県業務委託契約等に係る一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成 14 年熊本県告示第 516 号）による審査のうえ、有資格者として営業種目その他（取扱業種放置車両確認事務）に登録された者であること。
なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3 に掲げるところにより、要綱による審査を受け、入札参加資格を得ること。
- (2) 道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 51 条の 8 第 1 項の規定による熊本県公安委員会の登録を受けていること（同法第 51 条の 9 の規定による熊本県公安委員会の適合命令を受けており、当該命令に係る必要な措置をとっていないと認められる法人を除く。）。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。
- (4) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。
- (5) 民事再生法附則第 2 条による廃止前の和議法（大正 11 年法律第 72 号）第 12 条第 1 項の規定による和議開始の申立てをしていないこと。
- (6) 商法（明治 32 年法律第 48 号）第 381 条第 1 項の規定による会社の整理の開始を命ぜられていないこと。
- (7) 政治活動並びに特定の公職者及び政党を推薦、支持又は反対することを主たる目的としていないこと。
- (8) 仕様書に定められる業務内容を、公正かつ適確に遂行し得ること。
- (9) 5 の（4）のアの時点において駐車監視員を 6 名以上雇用していること。
- (10) 5 の（4）のアの時点において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成 14 年熊本県告示第 811 号）による指名停止期間中でないこと。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
- (1) 申請の方法
- 2 の（1）に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望する者は、熊本県業務委託契約等に係る一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格等に関する要綱に定める入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要な書類を添付し、3 の（2）の場所へ持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
- (2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問い合わせ先
熊本県出納局管理調達課資格審査班（県庁行政棟本館 2 階）
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
電話 096-383-1111 内線 6349・6350
096-333-2581
- (3) 入札参加資格審査申請書の受付期間
平成 18 年 10 月 30 日（月）から平成 18 年 12 月 6 日（水）までの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。
ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
- 4 契約条項を示す場所
熊本県警察本部交通指導課駐車対策係（警察本部庁舎 1 階）
郵便番号 862-8610 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
電話 096-381-0110 内線 5125
- 5 入札手続等
- (1) 入札に関する事務を担当する部局の名称
4 に記載のとおり
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付期間及び場所
ア 交付期間
平成 18 年 10 月 30 日（月）から平成 18 年 12 月 6 日（水）までの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。
イ 交付場所
4 に記載のとおり
- (3) 入札説明会の日時及び場所
ア 日時

- 平成 18 年 11 月 9 日 (木) 午後 1 時 30 分から
- イ 場所
熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号 警察本部庁舎 2 階 201 会議室
- ウ その他
出席者は、一社につき 2 名までとする。
- (4) 入札及び開札の日時及び場所
- ア 日時
平成 18 年 12 月 21 日 (木) 午後 2 時 30 分から
- イ 場所
熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号 警察本部庁舎 2 階 201 会議室
- ウ その他
開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行うものとする。この場合において、入札者又は代理人がこれに立ち会わないときは、当該入札執行事務に係りのない職員を立ち合わせてこれを行う。
- (5) 入札書及び総合評価のための提案書の提出方法
5 の (4) 記載の入札場所に持参するものとする。ただし、持参できないときは、4 に記載の場所に平成 18 年 12 月 20 日 (水) 午後 5 時までに必着するように郵送 (書留郵便に限る。) すること。
- 6 その他
- (1) 入札、契約手続等において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 入札保証金
入札に参加しようとする者は、見積もった契約希望金額の 100 分の 5 以上の金額を 5 の (4) 記載の入札の日時までに納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
- ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約にかかる保険証券を提出したとき。
- イ 入札に参加しようとする者が、過去 2 年の間に国 (公団を含む。) 又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき (その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。)
- (3) 無効の入札
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
- ア 入札に参加する資格を有しない者のした入札
- イ 委任状を提出しない代理人のした入札
- ウ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付し、又は提供しない者のした入札
- エ 記名押印を欠く入札
- オ 金額を訂正した入札
- カ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- キ 明らかに連合によると認められる入札
- ク 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は 2 人以上の代理をした者の入札
- ケ 2 以上の意思表示をした入札
- コ 民法 (明治 29 年法律第 89 号) 第 95 条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
- サ その他入札に関する条件に違反した入札
- (4) 落札者決定基準
入札説明書による
- (5) 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内の入札価格による有効な入札書を提出した者にあつては、総合評価のための提案書の内容が、仕様書の要求をすべて満たしているか否か等を総判定し、これを満たしているものには、6 の (4) の落札者決定基準に基づき総合評価を行い、落札者を決定する。
- (6) 最低制限価格
無
- (7) 契約の締結
- ア 契約書作成の要否
要
- イ 契約の締結期限
落札決定の日から 14 日以内とする。
- ウ 落札者からの契約締結の申出期限
落札決定の日から 7 日以内とする。
- (8) 契約保証金
契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当

- するときは、契約保証金の納付が免除される。
- ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約にかかる保険証券を提出したとき。
- イ 契約しようとする者が、過去2年の間に国（公団を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (9) その他詳細は、入札説明書による。